

# 公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務受託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

平成31年4月8日

明日香村長 森 川 裕 一

## 1 公募型プロポーザル公告に付する事項

### (1) 委託業務名

平成31年度第401号 明日香村郷土学習副読本（後期用）作成業務

### (2) 委託期間

契約締結日の翌日から平成32年3月27日まで

### (3) 委託業務の内容

本業務は、「明日香村郷土学習副読本作成委員会」で審議された内容を基本に、村内の中学生が使用する明日香村郷土学習副読本（後期用）を作成するものです。

明日香村では幼小中一貫教育の充実・発展に取り組んでおり、特に、「郷土学習」はその中核をなす学習です。これまで各校園で独自に取り組んできた郷土学習を、「郷土を知り、郷土を愛し、郷土に誇りを持ち、郷土を語れる子どもの育成」を目標に12年間を見通した郷土学習に進化させるため、平成29年1月に「明日香郷土学習プログラム」を作成しました。このプログラムは、幼稚園から小学校、小学校から中学校への学習段差をなくし、シームレスな教育内容・方法を目指すものであるとともに、全教員が目標に向け適切に指導を行うべきものであり、新しく作成する副読本は、「明日香郷土学習プログラム」にきちんと対応させるものです。

特に、小学校3年生から中学校3年生までの「あすか科」、「明日香学」の学習の充実・進化を図るもので、明日香郷土学習を進めるための教科書と位置づくものとして、平成30年度に前期用（小学校3・4年生の使用）と中期用（小学校5・6年生及び中学1年生の使用）を作成しました。平成31年度に「郷土明日香」研究のための資料及び参考用図書と位置づくものとして、3冊目の後期用（中学校2・3年生の使用）を作成し、明日香村郷土学習副読本を完成させます。

### (4) 委託金額

金4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

## 2 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (4) 明日香村入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等との関わりがないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 同種・類似業務の受託実績を有すること。

### 3 業務委託者の選定方法

明日香村は、明日香村郷土学習副読本（後期用）作成業務の業務委託者を選定するにあたり、参加者を公募し、当該参加者に対して参加申込書・提案書の提出を求め、かつヒアリングを実施し、「明日香村郷土学習副読本（後期用）作成業務に係る審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を契約候補者として選定します。プロポーザルへの参加を希望される場合は、「明日香村郷土学習副読本（後期用）作成業務に係る公募型プロポーザル実施要領」等を確認のうえ、参加申込書及び提案書を提出期限までに提出してください。

尚、主な日程は、次のとおりです。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付	平成31年4月8日（月）～平成31年4月12日（金）
参加申込書の提出	平成31年4月8日（月）～平成31年4月12日（金）
質問票の提出	平成31年4月12日（金）
提案書の提出	平成31年4月15日（月）～平成31年4月19日（金）
ヒアリング	平成31年4月下旬
審査結果の通知	平成31年4月下旬
契約の締結	平成31年5月上旬

### 4 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間等

#### (1) 交付期間

平成31年4月8日（月）から平成31年4月12日（金）まで  
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

#### (2) 交付場所

明日香村教育委員会 教育文化課  
〒634-0141 奈良県高市郡明日香村大字川原91番地の1

#### (3) 交付資料

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 業務仕様書
- ③ 参加申込書（様式1）
- ④ 資格調書（様式2）
- ⑤ 質問票（様式3）
- ⑥ 提案書（様式4～様式6）

※ 上記の交付資料は、明日香村のホームページ（<http://www.asukamura.jp>）からもダウンロードできます。

## 5 参加申込書の提出

### (1) 提出期間

平成31年4月8日(月)から平成31年4月12日(金)まで  
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

### (2) 提出場所

明日香村教育委員会 教育文化課  
〒634-0141 奈良県高市郡明日香村大字川原91番地の1

## 6 質問票の提出

### (1) 受付期間

平成31年4月12日(金)  
(ただし、午前9時から午後5時まで)

## 7 提案書の提出

### (1) 提出期間

平成31年4月15日(月)から平成31年4月19日(金)まで  
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

### (2) 提出場所

明日香村教育委員会 教育文化課  
〒634-0141 奈良県高市郡明日香村大字川原91番地の1

## 8 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 契約候補者の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、明日香村が明日香村との契

約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

## 9 その他

詳細は、「明日香村郷土学習副読本（後期用）作成業務に係る公募型プロポーザル実施要領」によるものとします。

## 10 問い合わせ先

明日香村教育委員会 教育文化課

〒634-0141 奈良県高市郡明日香村大字川原91番地の1

TEL 0744-54-3636 FAX 0744-54-4647